

美濃加茂市監査委員告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 9 項の規定により、
令和 8 年 3 月支払分の随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 2 7 日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 高 井 実 枝

随時監査の結果報告について

- 1 監査年月日 令和 8 年 4 月 2 7 日
- 2 監査事項 歳出に関する財務執行状況
- 3 監査結果 監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記事案については、次の通りの意見とする。

記

課 名	内 容
福祉課	【注意】 社福委 第 1 3 号 地域きずな事業委託業務については、契約書の仕様書中の目的である「市民の対話と交流を創出し、お互いさま関係の機運の育みと浸透」及び業務内容にある「民生委員・児童委員等の地域住民の共同作業によって、ランタンを作成する。」などが確認できない。以上のことから、業務が適切に遂行されたと評価できない。